

大分県沿岸漁業改善資金の基本的事項

更新日:2026年8月14日更新

基金の名称	大分県沿岸漁業改善資金
基金の額 (令和8年3月31日現在)	造成総額 485,916,000円 (うち国費相当額 315,051,000円)
基金事業等の概要	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年)に基づき、沿岸漁業従事者等に対して、漁業経営や生活の改善、青年漁業者の育成確保を図るために必要な資金を県が無利子で貸し付ける。
申請方法	貸付資格の認定を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に各資金の種類ごとの事業計画書を添え、事務委託機関又は融資機関を経由して知事に提出する。(大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条)
貸付資格の認定	県は貸付資格認定申請書の提出があったときは、運営協議会の意見を参酌して審査し、貸付資格の認定を行うことが相当であると認めたときは、貸付けを決定する。(大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条、第9条)
審査基準	大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条および大分県沿岸漁業改善資金貸付基準を参照。
審査体制	大分県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を聴き、当課において審査する。

※水産関係地方公共団体交付金等交付要綱第22条に基づく公表